

令和6年9月10日招集

令和6年

第5回若桜町議会定例会会議録

(令和6年9月11日)

若桜町議会事務局

令和6年第5回若桜町議会定例会（第2号）

招集年月日	令和6年9月11日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時20分			
応招議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番		10番	山 根 政 彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番		10番	山 根 政 彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢
	教育委員会次長	下石 裕美	総 務 課 長	山口由企夫
	町 民 課 長	川戸 康之	企 画 政 策 課 長	谷本 剛
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福 祉 保 健 課 長	藤原 祐二
	税 務 課 長	山本 賢一	地 域 整 備 課 長	竹本 英樹
	地 籍 調 査 課 長	矢部 広一	経 済 産 業 課 長	中島 毅彦
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

会議の顛末 一般質問（9月11日）

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

一般質問を行います。順次質問を許します。
8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

おはようございます。日本共産党の中尾理明です。傍聴者の皆さん、早朝からおいでいただき、本当にありがとうございます。

9月末の最終回まであとわずかとなったNHK朝の連続ドラマ「虎に翼」から目が離せません。主人公の寅子が法律家として日本国憲法の具現化に心血を注いできたその生き様に心を打たれます。また、ドラマ全体の展開が法律とは何か、ジェンダーや人間関係、家族の在り方まで深く考えさせられるひと時となっています。

ドラマでは初めて女性に法曹の道を切り開いた明治大学専門部女子部法科の卒業生の1人であった主人公と、その先輩である久保田、中山は男性多数の法曹界の中で苦難を乗り越え、3人そろって初の女性弁護士となったことが、女性史の1ページを飾る文字どおりの快挙であったことをクローズアップしました。

さて、ドラマ主人公の寅子のモデルとなった人物は歴史的な原爆裁判の判事の1人であった三淵嘉子さんですが、その中の1人久保田とは、若桜町出身で3期参議院議員を務められた中田吉雄さんと結婚された旧姓田中正子、後の中田正子さんです。

6月29日から7月28日までたくみの館で「中田吉雄・正子夫婦展」が開催されましたが、私も展示見学と初日に行われたギャラリートークに足を運びました。7月14日には根安にある中田吉雄さんの顕彰碑など、お二人のゆかりの地を見学するツアーにも参加しました。

中田吉雄さんは正子さんと1939年結婚後、間もなく結核を患ったがために正子さんを東京に残し、生家の根安に帰り、闘病しながら寸暇を惜しんで識見を磨かれたとのこと。私たちはサンドさんと言っていた便利屋さんに運んでもらった県立図書館の数々の蔵書を読破されたと知りました。刻苦勉励、懸命に努力されたことが戦後初の鳥取県議会議員、その後の参議院議員として活躍された基盤となったのではないかと思います。

正子さんは闘病中の吉雄さんの見舞いに再々訪れたということですが、1945年3月10日の東京大空襲の後、家族そろって若桜に疎開され、戦後間もなくは法律生活相談に尽力され、1950年鳥取市に弁護士事務所を開業され、その後、女性初の鳥取県弁護士会長も務められました。

ゆかりの地巡りの最後は下町にある昭和おもちゃ館でした。いくつかの借家を転々されたとのことですが、その1つがおもちゃ館、この場所で正子さんが生活と仕事をされていたと聞きました。しばし、昭和おもちゃ館が先人ゆかりの家であったことに思いを馳せました。

それでは通告に従い、順次質問を行います。最初の質問は改正地方自治法及び関連事項についてであります。

6月19日参議院本会議で可決・成立した改正地方自治法は情報システムの章の新設、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例の章が新設されました。特に後者については、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態という

曖昧な文言が使われていますが、これは第33次地方制度調査会で非平時と議論されました。

また、国は地方自治体に対して、法的義務を持つ「生命等の保護の措置に関する指示」との文言が使われていますが、この文言は、先の地方制度調査会の答申の中で補充的指示と明記されているものです。今回の地方自治法改正により、この補充的指示を発することができるという国等による新たな関与の仕組みを創設したものと考えます。

朝日新聞6月19日の社説は、この地方制度調査会において、平井鳥取県知事は全国知事会の代表として、「コロナ禍での指示が『上から下へのベクトル』で政策立案や事業執行を妨げた面がある。指示権の容認は『棒を飲むようなこと』と表現した」と批判的に伝えています。今回の法改正について、地方自治体への国等による新たな関与の仕組みの創設について、町長の所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

中尾理明議員の一般質問にお答えします。6月に参議院本会議で可決・成立した改正地方自治法に関し、地方自治体への国等による新たな関与の仕組みの創設について、町長の所見を伺うとのご質問です。

この改正地方自治法は、第33次地方制度調査会による「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申」を踏まえ、「DXの進展を踏まえた対応」や「地域の多様な主体の連携及び共同の推進」と合わせ、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」について改正が行われたものがあります。

特に、第33次地方制度調査会で「非平時」における地方制度のあり方として議論された、

「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」における特例については、現行の国と地方公共団体との関係等の章とは別に新たな章を設け、非平時における「国の地方公共団体に対する補充的な指示」として規定されています。

補充的な指示の内容として、「国が地方自治体へ資料又は意見の提出を求めること」、「その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができること」、「国民の生命等の保護のため、国の指示により都道府県等が保健所設置市区等との事務処理の調整を行うこと」、「国による応援の要求・指示、職員派遣のあっせん等を可能とすること」等が規定されています。

この「補充的な指示」については、新型コロナウイルス対応等で直面した社会的な混乱等の課題を踏まえると、今後も起こりうる想定外の事態に万全を期す観点から、必要性は理解できるものであります。

しかし、一方では、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれも否定できません。

このことについては、全国知事会からも、事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うことや目的達成のために必要最小限度の範囲とすることなどを法案に明記するよう重ねて政府に要請されており、必要な限度において行使することや地方公共団体に意見を求めることなどが規定されており、一定の配慮がなされたといえます。

しかし、補充的指示権が行使される条件、想定される事態等、法律上明記されない部分もあることも事実であります。その上で、衆・参両院の附帯決議には「指示を行うにあたっては、状況に応じて、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地

方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと」、「指示の内容は、目的を達成するために必要最小限にするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとする」となどが盛り込まれており、「補充的な指示」の抑制的な運用を求めています。

これらを踏まえ、非平時における国の地方公共団体に対する補充的な指示は、必要な調整として理解しつつも、地方自治体の自主性の尊重を前提とし、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、衆・参両院の附帯決議を十分に踏まえ、抑制的に運用されるよう、注視する必要があると考えます。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長のおっしゃることを十分理解した上で、少し自分なりの考えを申し上げて質問を続けたいと思うんですけれど、国会の附帯決議なり、全国知事会、町村会もだったんじゃないかと思うんですけれど、国による関与がはっきりした形で示されない場合での対応、国への厳密な対応を求めるような内容だと思っているんですけれども、しかし、法律ができた限りはその法律がその文面どおり執行される権限は国にあるわけです。

したがって、十分な監視と意見を国に寄せることは大事だと思うんですけれども、このたびの法改正においては審議会の審議過程で条文にある「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは何を指すのか非常に曖昧で、明確な総務省なり、国の答えが出されてきませんでした。

総務省は、総務課長をはじめ、皆さんの目には届いていると思うんですけれども、8月5日付で「国民の安全に重大な影響を及ぼす

事態における国と普通公共団体との関係等の特例の運用等の考え方」と題する通知を出しています。法律を取っているいろいろなことが想定される、いろいろなことが後づけで出されてきているという印象がありまして、悪く言えば、後出しじゃんけんと言っても差し支えないだろうというふうに思うんです。

非平時とは、戦時ではないかというふうに思いますが、戦争に自治体を導入するために使われる危険が指摘されています。

通知は武力事態への対応について国の自治体への関与を行使することは考えていないと示されているようですが、考えていないというだけで完全に否定はしておりません。

実際、5月23日の衆議院総務委員会で日本共産党の宮本岳志議員の質問に、集団的自衛権の発動要件である存立危機事態を定めた事態対処法も除外されないと答えてもいます。指示の対象であることを認めていることから、今回の通知そのまま受け取ることはできないと思います。

したがって、先ほどの町長のような答弁があり、町長の姿勢に対しては評価いたすものでありますけれども、勝手な関与は許さないという基本姿勢が必要だと、これまでも地方分権一括法の後、国と地方自治体の関係としては対等・協力ということでありまして、必要な時には現行法で国の関与もされるわけですから、特にこのような補充的指示という形での事態があることを想定しての改正については、その意図を今後実証されると思うんですけれども、不安に思うわけでありまして。

今申し上げたことについて、町長、何かご所見ありますか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

その非平時の定義といたしますか、どういっ

た場合にその補充的指示権が発動されるのかというところが明確ではないということで、ご懸念をおっしゃったと思うんですけども、やはりこの議論の出発点は新型コロナウイルスの際に、非常に社会が混乱したといいますか、例えば学校の臨時休校ということで国の方が一律に発動したとか、そのワクチン接種の受入れ体制、あるいは都道府県境を越えて接種をしたり、患者を受入れる場合に、どこが音頭を取るのかというようなお話もあったりということで、そういうコロナウイルスの際の社会的な混乱を反省材料として、やはり何らかの補充的な指示というものが国の方で入るのではないかとということで、このたびの改正につながったと考えているところです。

このたびはコロナウイルスという具体的な事象があったわけですが、今後どういったことが起こるのかはなかなか想定がしづらいところだと思います。審議会の中でも、例えば大規模災害の際ですとか、あるいはこのたびのようなウイルスの蔓延ですとか、テロですとか、そういったことが1つの例として議論はされたということで認識をしております。

戦争の動員に使われるんではないかというようなご懸念、そこまでは今時点ではあまり考えられないのかなというふうに思うんですけども、今後どういった事態に対して発動していくかということは国と地方との協議の場というものも担保されているわけですので、そちらの方で地方からもしっかりと意見を上げていくことで、乱用にならないような歯止めになっていくのではないかと考えております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長のしっかりした答弁をいただきました。先ほども言いましたけれども、国と町自治体

は対等・協力ということであって、補充的指示が行われる場合は、本当に大変な事態だというふうに思いますので、そういう国と地方自治体との立場を、関係をこれまでと同じように堅持していただきながら、国の動向についてのきちんとした対応を要請し、2つ目の質問に入ります。

全国で自治基本条例を施行している市町村は409自治体、そのうち、県内には八頭町他5市町村あると伝えられています。自治基本条例を制定する今日的意義があると考えますが、町長の所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

重ねてのご質問にお答えをいたします。自治基本条例を制定する今日的意義があるが、町長の所見を伺うのご質問でございます。

自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものであり、法体系上は、個々の条例に上下はありませんが、自治体運営の指針となるものとして、自治体の憲法とも呼ばれる条例であります。

自治基本条例は、平成12年に始まった地方分権改革で、各自治体において地域の実情を踏まえた自治体運営が求められることとなり、自立した、また、住民参画・協同による自治体運営を行っていくために、まちづくりや自治体運営の基本ルールを定める必要が認識されたことが背景にあります。

平成13年に北海道のニセコ町が初めて制定し、平成の大合併を経て、平成20年度前半から20年代後半にかけて盛んに制定され、令和5年4月時点で全国の409自治体が条例を制定しております。

鳥取県内では鳥取市、米子市、八頭町、北栄町、日吉津村の5市町村、主に合併市町で

制定されております。若桜町でも平成23年頃から検討を開始した経緯がありますが、平成26年を最後に棚上げされ、その後も検討されることなく今日に至っている状況です。

議員は自治基本条例を制定する今日的意義があると言われました。自治基本条例は自治体によって盛り込む内容は様々ですが、議員はどのような内容をイメージしていらっしゃるのか、そして、制定する今日的意義をどのように捉えておられるのか、議論の前提として、まずお聞きしたいと思います。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長から問われましたので私の考えを述べさせていただきます。

県内の5つの自治体の話がありましたけれども、私は、注目したのは平成の大合併を拒否して単独でまちづくりを進められている日吉津村であります。

条例もありますけれども、いちいち条文の紹介をしていたら時間の無駄であります。日吉津村のこの条例に対するパンフレットがありまして、抜粋しながら読まさせていただきますと、「明治22年の村政施行以来、今日まで単独で村制を維持し、私たちは先人が守り、創り育てた自然や歴史、文化に感謝し、未来を担う子どもたちが誇りと夢を持って、心豊かに育つふるさとを築き、次代に引き継いでいかなければなりません。村民が村づくりの主役である。日吉津村における自治の基本原則や村づくりのルールを分かりやすく定めて、村民みんなの共通認識とするとともに、村民憲章を重んじ、誰もが安心して暮らせる日吉津村の実現を目指し、村の最高規範として、ここに自治基本条例を定めます」ということで、平成21年に定められています。

日吉津村に限らないと思いますけれども、全国的に住民投票条例についての問題意識が高く、日吉津村においても18歳以上の住民総数の4分の1以上が署名に賛同すれば、法律的な内容や議会での発議にかかわらず、住民投票を実施しなければなりませんという規定も設けております。

今日的意義ということで申しますと、先ほど質問しましたように、国の補加的指示という名による国の自治体への関与が強まろうとしている現状だからこそ、まちとしての果たすべき役割、住民自治を守るためにしっかりした方途を示す基本条例が求められているんじゃないかというふうに考えています。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

中尾議員の方からは、自治基本条例の内容については日吉津村の例を引かれまして、村の最高規範とおっしゃったと思いますけれども、村民参画ですとか、あるいは住民投票条例の規定というものを例示されて、要は村制への住民の参加ということを大きなイメージとして持っていらっしゃるということでありますし、また、今日的意義としましては、先ほどありました国の補加的指示権の自治法改正ということもおっしゃいました。

それで、このたびの自治法改正の補加的指示権ということを1つの背景として言われましたけれども、これは自治体への関与という部分については地方自治の中でも団体自治といえますか、国からの自立という、そういった観点の改正でありまして、自治基本条例というのは、どちらかと言えば住民参画というか、住民自治の方の要素が非常に強い条例でございますので、補加的指示権の創設ということをもって、自治基本条例の今日的意義と言われるのは少し無理があるのではないかな

という気がしたところでございます。

また、自治基本条例は一時期盛んに作られたということで、平成27年くらいまでに、409自治体のうちの9割くらいが、今から10年前くらいに策定を終えておまして、最近は何に数件、1件とかそういった状況で、かなり下火になっておるとい状況がございします。その条例の成果の検証ということも必要になってくるんじゃないかなという気がしております。これは、先ほどの中尾議員の答弁をお聞きしての感想でございします。

ただ、やはり町民の行政参画の必要性と重要性ということは私も十分認識をしているところでございします。そのために、例えば情報公開によって町政に関する情報を町民と共有することに努めたり、あるいは審議会等々検討委員会も含めまして、町民の皆さんを委員として登用をして、町民の意見を反映した施策の立案に努めたり、そういう住民参画を意識した町政運営を心がけておるところでございします。

また、私も就任2年目から出前町長室というものを開催しておまして、月2回くらいのペースで、これまで25集落に出向いて実施しております。町民に直接町の施策をご説明したり、あるいはご意見をいただいたりしながら町政に生かす努力をしておるところでございします。

もちろん、住民参画がこれで十分というふうに申し上げるつもりはございませぬし、足りないところは率直に反省をして、改善していかなければならないと考えているところでございします。

ただ、住民参画を促す施策というのは、条例を作らなくても実施できるわけがございまして、わざわざその自治体の憲法といわれる自治基本条例を制定する必要があるのかというのはまた、議論が必要ではないかと思っております。

自治基本条例には一般的に広聴活動ですと

か、町民の町政への参画の手法等が盛り込まれているものが多いです。それで先ほど議員もおっしゃったように、住民投票条例という、直接民主制度の規定を盛り込むものもかなりたくさんございします。

一方で、町民の各層や町内の事業所からの意見聴取は議員の皆様が日常的に行われていることでありまして、議会基本条例の中でも、議会や議員の役割として、「町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させる」などの規定が設けられているところでございします。

つまり、自治基本条例の内容というのは、間接民主制度、議会制民主主義を前提とした議会や議員の皆さんの活動領域や権能と重なってくる部分はかなり多くございします。そういう意味で、まずは議会の中で自治基本条例制定の必要性というものについてご議論をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長の答弁、それなりに理解いたしました。全国的に自治基本条例を作ったんだけど、実効性はどうかとか、最近は何制定されているところは少なくなったというようなことを言われたと思うのですけれども、だからといって自治基本条例の制定の意味が失われているかといえばそうではないというふうに思いません。

町民の行政への参画の醸成であり、権利保障、そういうものが明記されてこそ、まちと住民の信頼関係も深まっていくと思っております。以前の一般質問で何度か立ちました、今県会議員の前住さんが再三提案していた課題でもありますので、執行部としても再度検討していただく余地があるでしょうし、逆に町長の提案で議会での審議も必要かなと思っ

ております。そういう思いを申し上げまして、次の大きな2番目の質問に入らせていただきます。

次の質問は、米軍機・自衛隊機の低空飛行訓練中止についてであります。中四国防衛局は、3月11日から15日の5日間、JA若桜支店2階で騒音測定器を設置し、測定調査を実施しました。また、昨年11月にも八頭町八東庁舎でも同様の調査が行われましたが、当局からの結果報告はされたのかどうか伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

続いてのご質問にお答えいたします。中四国防衛局が今年3月に町内で実施した騒音測定調査の結果報告はされたかどうか、その内容はどうか伺うのご質問でございます。

本町におきまして令和6年3月11日から15日の5日間、JA若桜支店2階で実施されました航空機騒音実施調査の結果につきましては、本年3月27日に鳥取県を通じて中国四国防衛局企画部業務課から報告を受けております。

その調査結果の内容は、ヘリコプター1機、不明機による70デシベル以上の騒音が1回計測されています。この70デシベルは国が設置している常時騒音測定器の計測基準になります。また、70デシベル未満の航空機と思われる騒音が13回確認されており、その内10回は民間航空機と思われるとの調査結果でございました。

この調査結果によれば、明確に米軍機・自衛隊機の低空飛行訓練によると認められる騒音は確認されておりません。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

先ほど町長のお話で、米軍機あるいは自衛隊機での飛行を確認できなかったと中四国防衛局からの連絡であったんですよね。ということですが、関連しまして、そのことについて再度お尋ねします。

今、鳥取県の低空飛行訓練関係の対応にあたっておられるのは、地域社会振興部長の前若桜町副町長の盛田聖一氏です。私も所属している「そらはつながる低空飛行訓練を考える会」でも、盛田部長と面談し、鳥取県に対し、騒音測定器設置などとともに、中四国防衛局の調査期間の延長などを要請していますが、若桜町として上川町長から直接盛田部長に、低空飛行訓練の調査、改善、実施等の要請をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

直接、具体的に盛田部長ご本人に要請をしたということではございませんけれども、これまでも県を通じて要望は国の方に行っておりまして、7月18日には、県内6団体、地方6団体で足並みをそろえて、低空飛行の中止を内閣府や防衛省等に要望をしております。また、7月30日には、盛田地域社会振興部長、県の盛田部長の方から、中国四国防衛局の大塚次長さんの方に低空飛行の中止と騒音測定器の設置を求めて、オンラインで直接要望をされておるということでございます。そういうことで、盛田部長を通じてしっかり国の方とのやり取りをしておるといった状況でございます。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

盛田部長については、町長がおっしゃるように、そういうふうな努力されておるといふことですが、町長の口からぜひ、若桜の実情について、要望について伝えていただければよかろうかなと思います。

この低空飛行ですけれども、少し最近の様子を述べさせていただきますと、8月28日、お昼時の12時半頃、戦闘機2機が同時に宿内上空を氷ノ山方面と戸倉峠方面に分かれて低空飛行をしました。そして、その1時間後の1時半頃、宿内真上を、轟音を発しながら、何と4機の戦闘機がほぼ同時に飛行し、その4機が一瞬扇形に並ぶような、まさに実際の訓練と思わざるを得ないような飛び方をしました。

私はその直後、ちょうど池田方面に用事があり、29号沿いの集落を回り、住民の方々の声を聞くことができました。家にいて目撃はできなかったが、大きな音にびっくりした。2回目は4機も飛び、いつもと違う編隊飛行であったことを話すと、なおさら驚いておられました。池田分館辺りの方で、目撃された人の話では、川向こうの山際すれすれに飛び、ぶつかるのではないかと恐ろしかった。そして、何でこんな低空飛行をするのか分からんと怒っておられた方もありました。

2か月ほど遡ると、6月18日夜8時半頃、その6日後の24日夜の7時過ぎ、輸送機が飛行し、私は10年前の正月の記憶がよみがえりました。平成26年の正月2日、3日、夜8時半頃、5日は6時半過ぎ、米軍機が突然やってきて、家族で団らんのひと時を過ごしていた町民に大きな衝撃を与えたことです。

最近も9月1日、3日、9日と輸送機が低空飛行をいたしました。9月4日は夜8時過ぎ、日南町でオスプレイが飛行したという情報もあります。

このような飛行訓練は、一刻も早くやめさ

せなければなりません。いついかなる時に、町内での衝突・墜落事故が起こっても不思議ではありません。命が失われてからでは取り返しがつきません。こういうことを思いつつ、このたびの質問に立たせていただいたわけですから、2つ目に入ります。

以前より、騒音測定器を含む低空飛行中止について、町長に提案し、町村会、鳥取県にも要望を続けていますが、飛行が止まる兆しはありません。30年前、当時の盛田町長は、山根八東町長とともに、直接外務省に赴き、中止を求める要請を行われました。上川町長は、隣町の吉田八頭町長と外務省・防衛省に要請に出向かれる意思はございませんか、所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

隣町の吉田八頭町長と外務省・防衛省に要請に出向かれる意思はないか、所見を伺うというご質問でございます。議員もご承知のように、米軍機等による低空飛行の中止につきましては、本町としては、八頭町をはじめ東部の各町と連携しつつ、県町村会要望として、鳥取県を通じて関係省庁へ要望を行ってきております。

その取組の成果として、先ほどのご質問にもございましたけれども、今年初めて騒音測定器を設置して、防衛局の方が現地調査を実施したことにつながったというふうに思っております。

防衛に関することは、国の専権事項でございますので、両町長が国に直訴することで状況が飛躍的に改善をされるということは困難ではないかと認識しております。

積み上げてきた要望の成果を踏まえながら、県を通じて粘り強く要望活動を行っていきたいと考えておりますので、現時点で外務省・

防衛省に吉田町長と一緒に出向いて直接要請するということは考えておりません。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

隣町の吉田八頭町長と言いますけれども、現在、町村会の会長もしておられるということで、そういう意味合いで申し上げたわけなんですけれども、ちょっと、残念は残念です。

言われることはそれなりに理解するんですけれども、やっぱりそういう意気込みというか、そこら辺を見せていただきたいなということで質問させていただきました。

これ以上のことは申しませんが、先ほど町長が防衛のことについては国の専管事項ということを言われました。

室蘭工業大学の大学院清末愛砂教授は、行政府は、外交や安全保障は国の専管事項と解し、外交事務を担ってきた。しかし、外交上の問題が国内問題のうち、とりわけ特定の地域の住民の生活に密接な影響を及ぼすような場合には、国の専管事項論に固執すると、例えば、米軍基地が集中する沖縄の住民の生活に見られるように、住民のリアルな生活で生じかねない各種の被害等を軽視することにつながる。そのような事態を回避するためには、国の専管事項論を見直し、憲法が規定する地方自治制度の存在意義を再検討し、活用することは必要だろうと問題提起しておられます。

この問題提起を若桜に置き換えれば、国の専管事項と言えさえすれば、日本でもっとも危険にさらされている沖縄県民はもとより、若桜町民、鳥取県民も危険な米軍自衛隊による低空飛行訓練を容認せよということになります。最高法規である日本国憲法に定められた国民主権、国民の平和的生存権は簡単に退けられてしまいます。

アメリカも軍事が上で国民の生命が下ともいうに等しいものというように考えるんですけども、町長に急な質問で、答えられましたら答えていただきますし、答えられなければ結構です。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

学者の先生のお言葉として、国の専管事項であってもそれが特定の地域に対して、住民のその生命・身体等に危険を及ぼす場合は、また、地方自治なりの観点からその国の専管事項論を見直すべきではないかということでございまして、そういった考えもあるんだなということを改めて今、お聞きしましたので、受け止めさせていただきますと思います。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

どうもありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

議長（山根政彦）

続いて一般質問を許します。4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

皆さんこんにちは。4番山本安雄です。

今年の夏は記憶にない猛暑で、9月の今なお30度超えということで、熱中症予防で外出を控える日、毎日でございます。猛暑、豪雨など、毎年が異常気象といっても過言ではないように思います。決定的な対策はないようでございます。

昨年、トヨタ自動車販売が若桜町でバイオ

マス発電をやりたいということ、それと、養米分校を利用して農泊などの事業をしたいというような提案をいただきました。結果的に実現することはできませんでしたが、町内で雇用を伴うような提案があったということは、私としてはうれしいことだなと思っております。

また、8月10日、たくみの館でこども縁日が開催され、久しぶりにたくさんの親子の賑やかな声を聞きました。また、31日は、公民館主催で市町村連携の「とっとり県民カレッジ講座（わ）ワクワク！（か）感動！（さ）再発見！」が開催され、地元から進学して、またどこかに就職したんだけれども、Uターンして、学生時代に地元でボランティア活動したということが大きな要因であったというような発表がありました。若桜町を深堀すればいろんなことができるのかなと思ったことでもございました。

今回の一般質問は、働く環境整備について、地方自治基本条例の制定についての2つを行います。

1番目の質問に入る前に、今年6月17日のNHKのクローズアップ現代の取材ノートがあったと思いますけれども、「地方を去る女性たち」という題目で、何故か本音を聞いてみたということでもございまして、理由は働きがいがある仕事が見つからない、女性の役割を求められるのが息苦しい、結婚や子育てを前提したもので、独身女性へのサポートが少ないなどというものでございました。前置きはこれくらいにして通告しております働く環境整備について質問をいたします。

8月19日、平井鳥取県知事が日本記者クラブで、人口減に歯止めをかけるためには「若い女性の働く環境や暮らしやすい社会づくり」に対するアプローチの必要性を説かれました。

若桜町にとって高いハードルで、活発に活動している移住者と就職・進学を控えた町内

の若者との交流会を開催して、新たな発見を促すことや若者の声を直接聞く機会を設けてはどうかと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

8月19日に日本記者クラブで平井知事が講演された内容をふまえ、若桜町でも、若い女性の声等を直接聞く機会を設けてはと考えるが町長の所見を伺う、とのご質問です。

議員からございました、8月19日の日本記者クラブでの平井知事の講演ではありますが、「人口減少打破への挑戦」をテーマにしたものです。

その内容は、東京一極集中をめぐる全国知事会での議論の紹介であったり、県で取り組んでいる、子育て王国ととりの実現に向けた少子化対策、未婚・晩婚化に向けた出会いの創出、そして、移住・定住・若者Uターンの推進、新しい働き方の促進などの取組を紹介されています。

特に、若い女性の県外流出を止めるには、女性の働きやすい環境、生きやすい環境づくりがポイントであり、これが出生率の向上のみならず人材不足の解消にもつながる。そのためには、生産性の向上やイノベーションと相まって、経済・社会のスタイルを変えていく必要があると強調されていました。

6月定例会でも議論しましたが、20代、30代の女性の減少率が「消滅可能性自治体」のレッテルの基礎データとなっています。若い世代の女性に残っていただく、選んでいただく地域づくりが人口減少対策には欠かせないと考えています。

10年前に地方創生が始まり、国は雇用の創出などとあわせて、基本目標の1つに、結婚・出産・育児の希望を叶えることを掲げ、

自治体の取組みに対して多くの支援策を講じてきました。

10年が経過し、このたび、政府から「大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める」との報告書が出されております。

議員がご紹介されましたクローズアップ現代の放送ですけれども、私もたまたま見ておりました。その内容にもございましたが、これまでの地方創生の取組を振り返ると、手厚い子育て支援が、必ずしも若年女性の引き留めにはつながっていません。

実際に地方を出た女性たちの声として、働きがいがある仕事につきたい、バリバリ働きたい、結婚や出産に干渉しないでほしい、地域での役割を押し付けないでほしい、地域社会での居場所がないといった声があり、施策とのギャップが生じておるといふことだと思います。

社会環境において女性の理想のライフコースが、以前は専業主婦というライフコースが多かったわけですけれども、仕事と育児の両立に変化しております。地方創生のこれまでの取組が育児にフォーカスしすぎた政策になっているのではないかと、ということも検証が必要だと思います。

また、地域社会の自治組織などの活動でも、女性自身がものを言いづらい文化風土が日本にはまだ残っているということも、女性を住みにくくしている要因と言えらると思います。

女性であろうが男性であろうが、それぞれの能力や意欲が生かされる地域づくり、選択肢のある地域づくりということが大切であると考えます。

議員の質問で、移住者や町内の若者との交流会を開催したり、若者や女性の声を直接聞ける機会を設けてはどうかとありましたが、非常に大切な視点であると思っております。現在行っている出前町長室では移住者の声を聞くこともありますし、今後は人口減少対策のワー

キンググループで聞き取りをするようにしており、女性や若者はもとより移住した方や転出された方などの声を聞くように予定しておりますところでもあります。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

町長もクローズアップ現代を見ておられたということでもございましたが、移動町長室なんかでいろんな説明をされているということですが、そういう中では人口減少対策であろうが、それから例えば地域の産業の問題であろうが、老人の問題であろうがいろいろ出てくるだろうと思っておりますけれども、そういうところに、移住者もそうですし、これから就職をする人、進学をする人、そういう方々ってどれくらいの頻度で参加していらっしゃるのか、ちょっと教えていただいてもよろしいですか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

移住者ですとか、若い方々がどれくらいの頻度でということですが、人数的な、統計的なものは取っておりませんが、感覚的にはお年寄りが多いというのはこの集落も多いんですけれども、集落によってはかなり若い移住者がたくさんおられて、子育て世代の方がおられる集落もありますし、集落によってそれぞれかなというのが実感です。

ただ、やっぱり全体として見るとお年寄りの方が、人口比がそうですので多くなっているということだと思います。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

ありがとうございました。先ほどのクローズアップ現代もそうですし、それから知事の発言のこともありますし、今まで参加された若い方の意見は当然これから反映されていかれるものと思っておりますけれども、特にこの若桜町の場合は、他町に先駆けて何か施策を行わなければならないと思っておりますので、今年、来年とかということではないんですけれども、スピード感を持って対処していただきたいなということは思います。

2番目の質問に移ります。男女や年齢に限らず、働く環境の整備は当然必要なわけですが、人材不足のこの時期でもあり、男女共同参画プランにもある環境整備、働く場における男女共同参画の推進ということがありますが、意欲を有する企業等の支援、多様な働き方の導入に向けた取組の支援や情報の提供、ライフワークバランスの推進など、町長部局としても積極的に推進する必要があると思えますが、町長の考えをお伺いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

重ねてのご質問にお答えします。男女共同参画プランにあるように、働く環境整備に意欲を有する企業等の支援を町長部局としても積極的に行ってはどうかというご質問でございます。

まず、男女共同参画プランにつきましては、若桜町では、平成15年1月に、男女共同社会の実現に向けてプランを策定し、現在は、第4次のプランとして、令和4年度から令和8年度までの5年間のプランを基本に、教育委員会事務局で事業を推進しているところでございます。

プランでは、だれもが活躍できる職場環境

づくりを目指し、働きやすい環境の整備を促進するため、意欲を有する企業等の支援を県と連携しながら推進するとしております。

働きやすい職場づくりの応援制度としては、国や県が主導しており、鳥取県においては、仕事と家庭の両立支援や働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定する制度もございます。直近の状況としては、県内で1,049企業が認定されており、若桜町では7企業が認定を受けています。

認定企業になりますと、いくつか優遇措置が付与されております。例えば、女性の従業員数が少ない企業が、女性の採用説明会を開催するなど積極採用のために要する経費の支援でありますとか、女性更衣室の整備や従業員の特性に配慮したトイレ整備など、誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費などの補助金支援がございます。

さらに、管理的地位に占める女性割合向上を目標に、女性の人材育成等に取り組む企業が一段上の「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録されれば、研修会に要する講師謝礼などの人材育成研修や資格取得等に要する経費への補助金支援を受けることも可能でございます。

町としては、県と連携しながら、こうした取り組みを行う企業に対し、商工会等を通じて情報提供を行っているところでございます。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

町内7社が認定されているということをお初めて聞いて、これが多いのか少ないのか、なかなか判断はしにくいところではありますけれども、これは国県主導でやっていて、その枠の中で補助や助成ということではあるわけですが、こうやって人口減少のことなどが

ら考えていて、国県と足並みが一緒ではどうなのかな、何か若桜町として独自のもの、具体的に何がというところまではちょっと思っていないかもしれませんが、そういうことがあってもいいのかなと思ったりはするんですけども、検討してみてもいいかなと思います、町長。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

国や県、町の支援が、特に町の支援がどうなんだというお話だと思うんですけども、これはそういった支援があるからどうということではなくて、やっぱり社会全体の働く環境というものが、今、非常に問われていると思いますか、変えていかなきゃいけない時期になっていくのではないかなというふうに思います。

そういう意味で、先ほどの議員の質問にもありましたように、まず、女性の働きやすい環境ということが大切ではないかと。以前は専業主婦というのが多かったのが、今は子育てと仕事の両立、働きたい女性が増えておるといような現状があります。結婚して子どもが生まれても仕事を辞めずにしっかり仕事と子育て両立したいということでございます。

それで、こういう女性の希望をかなえるということが女性活躍ということであったり、人材が社会全体で不足している中でそういう働き手としての女性の価値といいますか、そういった社会の人材不足対策に対する対応にもなってくると思いますし、その先にはやはり少子化対策にもつながってくる、日本の課題に答えていくということになってくると思います。

そのためには、やはり今の労働慣行というもの、事業所の側でしっかりと改めていく必要があるのではないかなと。1つは、長時間

労働というのが常態化している、これを解消するとか、あるいはそのためには無駄な業務を棚卸したり、ITの技術を使ったりということで生産性の向上を図っていくということ。それから、コロナで、オンラインで働いたりというリモートワークですね、そういったこともありましたけれども、働く場所や、あるいは働く時間を柔軟にしていくというようなこともあってもいいかもしれません。

そういうことで仕事、人員を減らしながら、それでも必要な人員は確保していく。これは男女を問わず必要なことだと思うんですけども、まずはそういったことをやった上で、そのジェンダーギャップといいますか、採用の際に、女性に不合理な差別があればそれを撤廃するとか、あるいは女性の管理職の登用を増やすとか、結婚・出産で退職していたのもそうでなくて、しっかり育児休業制度等整備した上で、引き続き勤続年数も伸ばしていくとか、そういったことで、男女の賃金格差というものも縮小していくというふうに思うわけでございます。

そうしたことと併せて、育児休業の制度の充実ですね、特に男性の育児休業制度、育児休暇の取得を増やしていく、子育ては女性に任せるということでなくて、男性も同じように子育てに積極的に絡んでいくことで女性が働きやすい環境になっていくことを今、社会全体で進めていかないと、日本の社会も行き詰ってくるのではないかなということでございます。

それは、まずは事業所なり企業の方でしっかりそういう意識を持って取り組んでいただく。それに対して国の方もそうですし、県もいろんな支援制度を準備しておるわけでございます。

町としてどういった支援が可能かということとはまた、今は県と連携したPRとか、そういったことでございますけれども、商工会等とも相談をしながら、検討してみたいと思っ

ております。以上です。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

確かに町長がおっしゃってるように、行政だけで事が成るものでもないということは私も認識しています。

事業主というか、事業体自身も当然、人材確保という観点からはしっかり検討してもらわなければなりませんし、そういう中で、若桜として人口減対策の意味で、こういうことは必要なんじゃないかなということで質問をしたところです。

男女共同参画プランは、確かにいろんな分野があって、今現在その目標に対してどうなのかちょっと分かりませんが、それが実際に全部実施されれば、本当に少子高齢化に対しても、何かしらの効果はあるのかな、しっかり推し進めていただきたいなという思いがありまして、町長部局としても積極的に関わったらどうなのかという、そういう意味での質問をいたしました。

続いて2番目の質問に入ります。自治基本条例（仮称）の制定についてということで質問をいたします。

先ほど中尾議員の答弁の中で、なかなか効果検証が難しかったり、それと議会側としてもどうなのだというような、いろんなことをいただきまして、制定について積極的に発言しにくい立場になったわけですが、通告しておる私の趣旨について、ちょっと町長に再度お尋ねしたいと思います。

第10次の若桜町総合計画が令和4年7月に制定されました。策定趣旨には、「住民一人一人がまちづくりの主役となり、豊かな自然と歴史の中で住民同士の絆を強め、町外からも多くの人を訪れ、交流し、移住し、地域経済が循環し、住民の皆様がいつまでも楽しく

幸せに暮らせるまちづくり」これを基本理念に推進していきますとあります。

まちづくりには住民参加が必要である、基本的な考え方やルールが必要と考えるということで、自治基本条例制定についてということ町長に伺ったところでございます。

なぜ私がこれが必要だと思ったかということでございますけれども、まずは住民参加、住民の責任、それと情報の発信、そういう住民の方々にも町を盛り上げていただくという、いわゆる住民参加のまちづくりですね、ここをもう少し推進していけばいいのかなということで質問をいたしました。

また、去年だったと思いますけれども、10次の総合計画については検証されて、委員会からの検証があったり、議会にも検証してくださいという提案をいただきました。これは1つ基本条例を策定するとってもいい機会になったなど、私はそう判断したところでございます。そういうことで一般質問をいたしました。

先ほど言いました男女共同参画のプランにしてもそうなんですけれども、総合計画を推し進めていく方法としては、今の方法でいくんだということで町長よろしいんでしょうか。ちょっと通告している内容と変わりましたけれども、答えられる範囲内で結構です。

議長（山根政彦）

山本安雄議員、通告の答弁でよろしいですか。

議員（山本安雄）

はい。結構です。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

重ねての答弁にお答えいたします。自治基

本条例の制定について町長の所見を伺うというところでございます。

先ほど議員の方から条例の趣旨としては、住民参加ですとか、あるいは情報発信、それから第10次の総合計画が策定されたというところで、そういう条例制定に向けた意義があるのではないかというような趣旨であったかと思えます。

自治基本条例の制定につきましては、先ほど中尾議員の質問と重なってくるところでございますので、どうしても答弁も同じような趣旨になりますことはご容赦いただきたいと思えます。

私も住民参加の重要性・必要性というものは十分に認識をして、情報公開であったり、審議会の委員の登用であったり、出前町長室のお話もしましたけれども、いろんな施策をする中で、なるべく町民の皆さんの参画というものを町政に生かしていきたいと心がけながらやっているつもりですけれども、まだ足りない部分は当然改善していかなければならないと思っております。

ただ、住民参画を促す施策というものは、必ずしも条例がなくてもできるわけございまして、議員がおっしゃいましたように、第10次若桜町の総合計画に、総合計画というのは自治体における行政運営の最上位計画でございすけれども、その中に住民が主役のまちづくりという項目立てをいたしまして、住民参画を促進するための具体的な手法をその中に盛り込んでおるところでございます。

そういったものとは別に自治基本条例というものを制定する必要があるのかどうかというのはやはり議論がいるのではないかと。

私も自治基本条例は全く意味がないから不要だと言っているわけではなくて、やはり住民参画の手法であったり、直接民主制度的な規定もあつたりという中で、この議会制民主主義の中で、議会や議員の皆様の活動とダブってくる部分があるのではないのかなと。

特に住民投票条例のような規定を置きますと、議会の議決のさらに上塗りをするような形で、直接町民に信を問うような局面も出てくるわけです。

自治法の中にもそういった手法はあるわけですが、あえて自治体の中で、そういうものを定める必要があるのかどうかというのは、これは議会の中での議論もしっかり踏まえていただく必要があるのかなということで申し上げたところでございます。ということで、ご理解をいただきたいと思えます。以上です。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

第10次の総合計画があつて、それに向かって行政運営していくということですが、条例ができると、それなりの条例としての位置づけがあつたり、より積極的に進められる。いわゆる住民の理解をもらって、住民は住民としての責任も発生するというところでもありましょし、行政としてもそれなりの責任もあつて、なかなかハードルが高いものだなということは、私は認識しておりました。でも、より前に進めていくためには、とつても必要なことだなということで通告したところでは。

先ほど投票条例のことを町長が言われましたけれど、必ずしもこれが入っていないと基本条例にならないかという、私はそうじゃないと思っております。

しっかりと住民の方に参画していただいて、今の行政の状況を理解していただいて、そこには情報発信があつたり、キャッチボールもあるんでしょし、その中には住民として町のためにやらなきゃならないこともあるんだよねっていう、そういうことを私は趣旨として質問したところであります。

それともう1つには、制定に至るまでのいろんな町民との関わりなりプロセス、その部分でも非常に重要なものだなということをもって質問をいたしました。

この質問については先ほどの答弁でもあったものですから、これ以上の質問はいたしませんけれども、そういうしっかりしたキャッチボールと責任ということが必要だなということで質問をいたしました。以上で私の質問は終わります。

議長（山根政彦）

暫時、休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。
一般質問を許します。7番、川上守議員。

議員（川上守）

皆さんこんにちは。7番川上です。

9月に入り残暑が厳しい日々が続いております。これからは特に気温差が大きくなることで自律神経が乱れ、寒暖差疲労が出てくる時期だそうです。体調には十分気をつけていただきたいと思います。

さて、今回の一般質問ですけれども、若桜町の観光振興で、特に若桜駅周辺の整備について短く3点お尋ねをいたします。第10次若桜町総合計画では、「重要伝統的建造物群保存地区をPRし、SNSを意識したフォトスポットやガイド付きまち歩きプラン、レンタサイクル等コンテンツを充実させ、宿内への誘導に努める」観光の振興において、「駅前、駅中の観光客を駅構内へ導くため、若年層をターゲットとした新たな観光スポットの整備を検討する」となっております。若桜駅を中心とした観光のツールの1つとして、今現在、

跨線橋整備が考えられていますが、駅周辺整備を、全体的にどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

川上守議員の一般質問にお答えをいたします。若桜駅を中心とした観光ツールの1つとして跨線橋の整備を考えているが、駅周辺整備をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

跨線橋の整備のお話がありました。これにつきましては、駅周辺整備のお尋ねにも関係しますので、跨線橋について改めて考え方などをご説明させていただきたいと思っております。

そもそも設置の目的ですが、ご承知のとおり、道の駅と若桜駅は町道経由ですと直線距離の倍程度の距離を要している、分断されているというのが実情です。跨線橋により鉄道構内を最短距離で結ぶことにより、双方向の人の往来を円滑にすることで、観光客の滞在時間を増やし、飲食店の利用や土産物の購入などの消費活動を促し、地域経済の活性化につなげていきたい。これがひいては雇用の確保、人口減少対策にもつながるものであると考えています。

加えて、駅構内を跨ぐことで、橋上でSL、DLや転車台など構内のレトロな雰囲気を感じていただけて、橋そのものにも新しい観光的な価値を持たせることもできるのではないかと考えております。

アフターコロナで人の動きが活発化し、駅周辺や宿内への観光客は増えています。道の駅にはオートバイ神社もできて、休日を中心に多くのライダーで賑わっています。両駅をつないで円滑な人の流れを創出する意義は高まっていると感じております。

また、町民にとっても、従来より若桜駅付

近と道の駅との往来に不便を感じておられることは事実であり、町民の利便性の確保ということも、もちろん目的の一つです。

一方で、先月上旬にかけて行ったパブリックコメントの中で、鉄道構内の景観の面や費用対効果等を懸念する声もいただいております、跨線橋整備の意義を理解していただけるよう対応しているところでございます。

さて、川上議員お尋ねの駅周辺整備についてですが、パブリックコメントの中にも、駅周辺整備など全体の整備構想を描くべきではないかというご意見もございました。

駅周辺整備については、町民の関心も高く、これまでも検討されてきた経緯があります。平成4年度には「若桜駅周辺整備基本構想」が策定され、駅舎の移転、駅前通りと国道29号の接続、駅前ロータリーとターミナル広場の整備、文化ゾーン・商業ゾーンの設定など夢のある構想が描かれています。

ただ、実現には至らないまま年月を経て、地方創生の取組が始まった平成26年度以降には、駅裏に取得した町有地の活用に向けて用地測量を実施したり、平成27年度に策定した第1期総合戦略の具体的施策の中で、「鉄道公園の整備などによる駅周辺の活性化の推進」や「鉄道ジオラマ施設の整備」などが盛り込まれました。しかしながら、こちらも具体的な進展はございません。

新型コロナウイルスも収束して、駅周辺の賑わいも戻ってきています。インバウンドも含めて今後観光の入込をどう増やしていくかという課題もあります。また、3年前に、若桜宿が重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、重伝建エリアの保存と活用に向けて、今後の町並み整備のビジョンをどう描くかという課題もあります。

このたびの跨線橋の整備構想を一つの契機としまして、今後、町民の利便性や観光客の周遊性の向上ということに配慮をして、若桜駅周辺や重伝建のエリアも含めた若桜地区の

将来像となるまちづくりマスタープランのようなものを策定して、町民の皆さんや観光関係者と共有すべき時期を迎えているのではないかという気がしております。検討を進めていきたいと考えております。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

町長より、特に跨線橋の設置の目的であったり、思い等、話していただきました。

先ほど報道のことも町長の方から言われました。先月の8月29日の日本海新聞だったと記憶しております。町が行ったパブリックコメントを受けて、この跨線橋の計画に否定的な意見が多かったというような記事の掲載だったというふうに思っております。

こういうパブリックコメント、意見公募をするとどうしても少数意見が大きくクローズアップされるという傾向があると思っております、それらが住民の総意ではないというふうには思っております。

数年前私の身近な人ではありますけれども、若桜鉄道の真っすぐ延びる線路を高い位置で見たいと、そういうような夢があってもいいんじゃないかというようなことを言われた方もいます。また、最近で言えば、他の団体の方ですけれども、町長が言っていることは大いに理解する、進めてほしい。みんなで協力したいというような声も多く私は聞いているところであります。

現在若桜駅の構内に保管している12系客車もボランティアによる補修を行える段取りとなっております。期待をしているところであります。

駅周辺整備は観光振興を進める上で何が重要と考えるか、具体的なことを少しお伺いできればと思っております。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

跨線橋整備の目的にも関わってくるのだと思うんですけども、最初に議員の方が総合計画の中の規定を幾つかおっしゃいまして、観光の振興、駅周辺の観光の人の流れを誘導していくですとか、あるいは駅ナカの観光客を駅構内に導くために若年層をターゲットとした観光スポットというようなお話もありました。

これが具体的に跨線橋を意味するという事ではないんですけども、駅周辺の観光という観点で人の流れをしっかりと周遊性を持たせていきたいという、そういう考え方を総合計画の中では示しているところでございます。

その上で、繰り返しになるかもしれませんが、その人口減少対策ということが若桜町の大きな課題ということでございますが、そのためには地域経済をしっかりと振興して雇用の場を確保する必要があるというのは、前から私も申し上げているところですけども、これは本当に人口減少対策のいの一の政策であると考えております。

それに観光資源の豊富なこの若桜町においては、観光産業の伸び代は大変大きいのではないかというふうに考えているところで、4月以降いろんな体制ですとか、そういったことも含めて観光に力を入れてきておるということでございます。

そうした中でも観光客の滞在時間を長くして、飲食ですとか土産物の購入、そういった消費行動に結びつけていくということはとても重要な施策であるというふうに考えております。

今、デジタルスタンプラリーというものを開発しております。来月には供用ができるようにということで、今準備をしているところ

です。

これは町内20か所観光スポットを設定いたしまして、そこをたくさん巡っていただくほどクーポン券が付与されて、町内の飲食なり土産物の購入に使えるというような仕組みでございます。もちろん道の駅と若桜駅もその20ポイントの中には入っておるという状況でございます。

これもやはり多くの観光地を巡っていただくことで滞在時間を長くしてお金を落とさせていただきたいという、そういった狙いでやっているものでございます。

そうした時にこの若桜地区内でも一番集客力の大きな道の駅や若桜駅が分断されていると、行き来がなかなか難しいということで、特に道の駅に來られた方が若桜宿方面に足を運ばずにそのまま29号線で帰っていく、次の目的地に行かれるといったことをかなり目にするわけでございますので、それは大変残念なことであるというふうに思っているところでございます。

ぜひ跨線橋で、最短距離で結ぶことで双方の人の流れを太くして地域経済の振興に結びつけていきたいという趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

先ほど町長が言われましたように、私も道の駅から若桜駅の人の流れというものが、どうしても線路があるために大回りをするというようなことで、なかなか行きづらい状況にあるというふうに思っております。

現在グリーンスローモビリティにしても、道の駅をルートに入れて周遊しているということも、にぎわい創出のための一環だというふうに思います。

これはあくまでもまだ試験運行なので、実施運行に対してどういうふうになっていくのかということもありますけれども、住民の方から聞く中では、かなり住民の方も利用されたり、便利なものになっているなど感じていますので、この試験運行後、実施運行にどういふふうにつながっていくのかということも注視していきたいと思っております。

この跨線橋につきましては、今年3月定例会におきまして若桜駅から道の駅のスムーズなアクセスを行うための連絡道の詳細設計を実施するため、跨線橋詳細調査設計業務委託料の予算を議会として認めております。

この事業は昨年の7月から今の総務産業教育民生常任委員会でも若桜駅から道の駅、跨線橋の概要として何回か報告を受けて現在に至っておるといふところでありまして、議会としても協議をしながら現在に来ているものでありますし、昨年、町長の方からこういふことをやりたいということの説明を受け、設計に対する予算も認めてきているという状況があります。

いろいろパブリックコメントの中で否定的な意見もあったということではありますけれども、その住民の方々にしっかり説明をしながら、理解を得ることによって、この事業を執行していただければいいのかなと思っております。

僕らも予算を認めている以上、やっぱり住民に対してもしっかりと説明責任もあると思っておりますので、その辺も議会側としてもやることはやりながら、この事業が成功したらなと思っております。

次の質問に入らせていただきます。現在、旧若桜生協診療所が建物の解体に着工しているところでありまして、譲渡の準備が整いつつあるのかなと思っております。その後の跡地利用をどのように考えているのかお尋ねいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

重ねての質問にお答えいたします。旧わかさ生協診療所が解体工事に着手し、譲渡の準備が整いつつあるが、跡地利用をどのように考えているのかというご質問でございます。

わかさ生協診療所は令和6年4月に新町に新築移転されまして、現在若桜駅前にある旧診療所建物の解体工事が進められております。

跡地については、鳥取医療生協さんの要望もありまして、協議を重ねておるところであります。若桜町が更地の状態で買い取る方向で交渉を進めております。

利活用策については、診療所跡地単体で検討するのではなく、先ほどの答弁でも申しましたように、若桜駅周辺、あるいはこの若桜宿内も含め、まちづくりマスタープランのなかで一体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

ちょっとすみません。ちょっとぼーっとしておりまして、譲渡を受けてから協議をしながらということにはちょっと聞けたんですけども、何に利用するかということをもう一度お尋ねいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

生協さんの方から、更地にした状態で町が譲り受けまして、それをどう利活用するかについては、今後まちづくりマスタープランの中で検討していきたいと思っております。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

失礼いたしました。以前より議会の方からも、宿内は観光客に対する駐車場も少ないんじゃないかというようなことで、議会の何人かは一般質問されたというふうに承知もしております。

更地のままではいけないと思うんで、できれば駐車場なりにでも利用できればというふうに私自身は思うんですけれども、先ほど言いましたマスタープラン等で考えていくということであるので、その辺も考慮した中で、当分の間駐車場にでもしておいて、後々どういうふうにやっていくのかということも、また議会とも協議しながら進めていっていただければと思いました。

ちょっと次の質問に関係するので、次の質問に移らせていただきます。以前より私も若桜駅の裏の国道に面した町有地について、何回か委員会でも、この場でも言わせてもらったということがあります。

現在の町有地については現在放置の状態、放置と言ったら言い方が悪いかも分かりませんが、シルバー人材センターであったり、商工会であったり、あの辺の有志の方の力で年に何回かは草刈りをしている状態は見ているところでありますけれども、あの状態をあのままにしておくのは惜しいという思いがあって、取り合い道を設置して有効利用できたらなということを思っておるわけですが、町長にその辺のお考えをお伺いいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

重ねてのご質問でございます。若桜駅裏の国道に面した町有地について、取り合い道を設置し、有効活用してはどうかというお尋ねでございます。

ガソリンスタンドの瑞興さんの下手の、国道29号沿いにあります町有地については、以前は冬期間に青少年育成アドバイザーがイルミネーションを設置したりしておりましたが、現在は利用されておらず、定期的に草刈り等を行って管理をしているところでございます。

川上議員のご指摘のとおり、国道と町有地の間には高低差があり、土地を埋め上げて取り合い道を設置しなければ車両の乗り入れができない状態にあります。旧わかさ生協診療所跡地と同様に単体で利活用策を検討するのではなく、まちづくりマスタープランの中で一体的に利活用策の検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議員（川上守）

先ほどから町長の方で整備計画、マスタープランをこれから作っていくという答弁がありました。

いろいろなあの辺一帯の整備ということで、議会からも一時出ていた話なんですけれども、農協裏にある米蔵であったりとか、先ほど言った町有地の下手側にある、旧選果場の建物などもあります。ああいうものもやっぱり観光の目玉にはなるのかなということもあって、この建物についてはあくまでもJAの持ち物であるということもあるので、確実にこうだということはなかなか言えないのでしようけれども、あの辺一帯の整備計画の中でそういうものも含めて計画されていかれたらなと思いますが、お考えをお聞きます。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

今、川上議員がおっしゃいましたように、JAさんの持ち物ではありますがけれども、大きな米蔵ですとか、選果場も含めて、駅周辺に遊休化している施設もいくつか散見されますので、そういった観光的な価値が見出せるものもあると思いますし、今後そのマスタープランの中で具体的な絵を描いていけるように検討していきたいと思います。以上です。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

ありがとうございます。町長の方からマスタープランを作成していくという言葉をお聞きさせていただきました。そのプランができることを楽しみに一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（山根政彦）

これで一般質問を終結します。暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第2

議案第63号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第3号）議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第64号 令和6年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第65号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり
可決されました。

日程第5

議案第66号 令和6年度若桜町索道事業
特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議員(山本晴隆)

議長、6番山本。

議長(山根政彦)

6番、山本晴隆議員。

議員(山本晴隆)

私は、議案第66号 令和6年度若桜町索道
事業特別会計補正予算(第1号)、索道管理費、
備品購入費6,325万円について質疑をさ
せていただきます。

この予算は圧雪車の購入費として8月28
日に開かれた議会運営委員会で突然予算の提
案をされましたが、当初予算や常任委員会
でも一切知らされていない高額機械を購入さ
れようとしております。

今年度の索道事業会計では、既に第1リフ
トの改修費を約6,200万円計上されてい
て、合計約1億2,500万円となっております。
しかも歳入に辺地対策事業債を充てら
れています。今後もこのような計画性のない

予算要求をされ続けるのか伺います。

議長(山根政彦)

答弁を求めます。上川町長。

町長(上川元張)

山本晴隆議員のご質疑にお答えします。

このたびの圧雪車の更新につきましては、
毎年夏の時期に次の冬のシーズンに向けた維
持管理をやっておるわけですが、その
維持管理の際に業者の方から、部品がないと
か、老朽化がかなり進んでおって、維持管理
費が予算で組んでいたものよりも2倍以上か
かるというようなお話があったのと、翌年は
さらに3倍、4倍かかってくると、年々かか
ってくるというようなお話がありまして、ト
ータルコストを考えると、今のこのタイミン
グで更新をした方がいいのではないかとい
うようなご提案をいただきまして、我々も今後
の経費のシミュレーション等々した上で、や
はりこの時期に買い替えるのが一番いいの
ではないかという判断で、急ではありましたが
9月定例会に間に合うというタイミングであ
りましたので、要求をさせていただいたとい
うことであります。

これまで圧雪車については、前から修理を
しながら利用していくとか、いろんなこと
で関係者の皆さんからも意見をいただきなが
らやってきたわけですが、このたびのタイ
ミングでの更新ということが、山本晴隆議員
はじめ皆さんに非常に唐突な印象を持たれた
ということは、もう少し前からしっかり計画
的に維持管理なり、今後の更新計画というも
のを立てた上で相談をしておけばよかつたな
ということは、率直に反省をしなければいけ
ないと思っているところでございます。

予算額的にも第1リフトの、こうして改修
と併せて1億2,600万と、2,500万
という大変多額な事業費になってくるとい
うところも含めて、もう少し分散できたかなと

か、その辺りの計画的な考え方ができればよりよかったかなというふうに思いますけれども、こうして議案で上げさせていただきましたので、何とか議決をいただきまして、今後反省すべきはしっかり反省したいと思いますし、まずは辺地債の方はしっかり確保できるように努力をしたいと思っております。このたび議会審議が不十分であったことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

議員（山本晴隆）

議長、2回目。

議長（山根政彦）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

今も出ました歳入の、辺地債からということですが、あたらなかった場合の購入方法を考えておられるのか、もう一度お聞きします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

眷米地内でするので辺地債というのが一番財源的には有利なものでございますけれども、もし、辺地があたらない部分があれば過疎債を併用するとか、あるいは基金がございますので、それを崩すというようなことも含めて、全体として一番有利な財源になるように努めてみたいと思います。以上です。

議長（山根政彦）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

議会と町長の任期も残り1年半となっておりますので、もうちょっと月例委員会と、回数はちゃんと設けておるつもりでございます

ので、しっかりと提案されたり、今後活発な意見交換をしながら協議も重ねて行くことを望んで、以上で終わります。

議長（山根政彦）

他に質疑はありませんか。

議員（谷口貴）

はい、1番谷口貴。

議長（山根政彦）

1番、谷口貴議員。

議員（谷口貴）

議案第66号 令和6年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第1号）の歳出、索道管理費、備品購入費6,325万円について質疑させていただきます。

この備品を購入することにより、氷ノ山エリアだけではなく若桜町全体で考えた場合、町民のためになるような未来になるとお考えでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

谷口議員のご質疑にお答えします。

この備品を、圧雪車を整備することで氷ノ山エリアだけではなく、若桜町全体、若桜町民の利益になるようなことなのかということですが、ぜひそういう格好にしていかなければいけないというふうに思っております。

この圧雪車を整備しないと事実上、リフトの運営ができないということになってしまうわけですが、この冬営業することで、その冬のシーズンだけで3万人、多い年は、一昨年は4万5,000人を超えるくらい来られたんですけども、それだけたくさん

方がいらっしゃいます。

このお客さんを何とか、氷ノ山エリアで滑って帰られるだけではなくて、帰りにちょっと道の駅とか、あるいは若桜宿に寄って買物をしていただくというようなことにならないかなということで、今スタンプラリーの例を申しあげましたけれども、いろんな方法で滞在時間を長くして、若桜宿内にも来ていただけるような、そういった仕組みを設けていきたいというふうに思っておりますし、また、氷ノ山エリアだけで見ても3万人、4万人くらいのお客さんが来られれば、昼食とか、夕食とか、宿泊される際の食材なども、地元の野菜ですとか、米ですとか、肉ですとか、そういったものを使っただけということもありますし、また、油代、町内のガソリンスタンドも圧雪車やリフトを動かすことで潤ってくるということで、地域経済全体には大きな波及効果があると思っておりますので、今後はそういう観光振興の面も含めて、より町内全域への経済効果が増えるように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長（山根政彦）

他に質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

議員（谷口貴）

はい、反対討論。

議長（山根政彦）

原案に反対の方の発言を許します。1番、谷口貴議員。

議員（谷口貴）

歳入の辺地対策事業債も確約されていない

中で、基金の取崩しなどを行うと、今後出てくるイヌワシリフトの老朽化のことも考えると、ちょっと納得できないので反対します。

氷ノ山は若桜町の重要な観光資源だと思いますけれども、現在までの税金の使われ方は傷口が開いて血が出ている状態で、治療もしないで輸血しているような状態だと思います。輸血をやめれば死にます。傷口を治すために税金を使ってもらいたいです。以上です。

議長（山根政彦）

他に討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

起立多数と認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第67号 令和6年度若桜町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第68号 令和6年度若桜町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第72号 若桜町有建物の貸付について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第73号 若桜町有土地の貸付について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第74号 業務委託契約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時50分 散 会